食品産業特定技能協議会入会規程

平成 31 年 3 月 29 日 運営委員会決定 令和 6 年 7 月 23 日 一部改正 令和 7 年 5 月 30 日 一部改正

食品産業特定技能協議会規約第 12 条の規定に基づき、食品産業特定技能協議会入会規程を次のように定める。

(入会基準)

第1条 食品産業特定技能協議会(以下「協議会」という。)の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、食品産業特定技能協議会規約(以下「規約」という。)を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(加入手続)

- 第2条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関(以下「受入機関」という。)は、協議会の構成員になるため、農林水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、入会の申込みを行うものとする。
- 2 前項の場合において、協議会の構成員になろうとする受入機関の事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として総合スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る。)又は食料品スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る。)を行っている場合は、別紙1の誓約書を提出するものとする。
- 3 第1項の場合において、協議会の構成員になろうとする受入機関の営業所が、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可(旅館・ホテル営業の許可に限る。)を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可(同法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。)を受けて営んでいる風俗営業の営業所(以下「対象旅館

- 等」という。)である場合は、接待防止マニュアル及び別紙2の誓約書を 提出するものとする。
- 4 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関に対して支援を行おうとする登録支援機関は、協議会の構成員になるため、農林水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、入会の申込みを行うものとする。

(資格確認)

- 第3条 受入機関又は登録支援機関からの前条の申込みを受けた場合には、 事務局は、必要に応じて、「特定技能雇用契約に係る届出書の写し」、「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」又は「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。
- 2 協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、 事務局は、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を 発行する。

(証明書の再交付)

第4条 構成員は、証明書を失ったときは、証明書再交付申請書を事務局へ 送付する。

(変更手続)

- 第5条 第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、構成員 は、変更届出書を事務局へ送付する。
- 2 前項の場合において、変更に係る事項が特定技能外国人の活動する事業所の行う産業に係るものであって、変更後の産業が総合スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る。)又は食料品スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る。)となる場合にあっては、当該活動を開始する前に、別紙1の誓約書を提出するものとする。
- 3 第1項の場合において、変更に係る事項が特定技能外国人の活動する事

業所に係るものであって、変更後の事業所が対象旅館等となる場合にあっては、当該活動を開始する前に、接待防止マニュアル及び別紙2の誓約書を提出するものとする。

(退会手続)

- 第6条 構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所 属機関でなくなり、当該分野における特定技能外国人の受入れ予定がない 場合は、退会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を返却する。
- 2 構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡が取れない場合には、当該構成員は協議会を退会したものとみなすことができる。

(除名)

- 第7条 協議会は、協議会の構成員である特定技能所属機関又は登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。
 - 一 各種法令、規約又は入会時の誓約内容に違反したとき
 - ニ 協議会に対する協力を怠ったとき
 - 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき
- 2 協議会は、除名を行った場合には、除名措置を行ったことを公表するものとする。
- 3 協議会は、除名されたことがある者からの入会の申込みについて、第3 条第2項の規定に関わらず、入会を認めないことができる。

(報告)

第8条 協議会は、構成員に対して除名措置を行ったときは、出入国在留管 理庁に報告するものとする。

附則

本規程は、平成 31 年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和7年5月30日から施行する。